

## 自立支援ワーキンググループ（第2回）結果概要

開催日時 令和6年2月28日（水）18時00分～20時00分

開催方法 オンライン会議（Zoom）

### 構成員

No.	肩書	氏名	出欠
1	新泉こころのクリニック	朝倉 新	○
2	鎌倉児童ホーム 自立支援担当職員	川島 稔	○
3	株式会社リクルート サステナビリティ推進室 室長	菊地 明重	○
4	強羅暁の星園 自立支援担当職員	斉藤 優	○
5	平塚児童相談所 子ども支援第一課長	佐志 佳代子	○
6	綾瀬・大和里親会（里親相談員）	清水 三和子	○
7	湘南つばさの家 自立支援担当職員	野田 裕人	○
8	あすなろサポートステーション所長 あすなろ県央ランチ所長	福本 啓介（座長）	○
9	エリザベス・サンダース・ホーム 自立支援担当職員	古澤 智恵	○
10	あすなろサポートステーション・弁護士	安井 飛鳥	○
11	代替養育当事者	匿名	○

### 構成員意見概要

#### （自立全般）

- ・社会的養護における自立とは何かという最低限の基準を共通認識していないと、施設や担当者によって、できる・できないが生まれてしまうし、PDCAも回りにくくなるので、そうした基準を作りたい。
- ・小児科医の熊谷先生は、自立とは頼れるところをたくさん作ることだという話をしている。そういう能力を育てていくというのが、医学的な治療の一環でもあるのではないかと最近思っている。診療内できるかどうかは別だが、いろいろな情報を紹介したりすることからかと思っている。
- ・自立は、自分で何でもやっていかななくてはいけないという、シビアな感じにとらえている人が多いが、困ったときに相談できるようなところを各分野でたくさん作っていくのが大事。

- ・私たちがあすなるサポートステーションでは、主体性が回復していくということをととても大事にしている。本人がこうしたいと言えるようになったとか、自分なりの自立はこうだというふうに思えるのであれば、それは1つの自立だと考えている。
- ・僕が15歳で施設を出た時に、自立のハードルの高さを痛感した。市役所への手続き、銀行の口座開設、書類の書き方など、何からどうすればよいかまったく分からなかった。また、外国籍だったが、在留資格のことも当時分かっておらず、バイト先の店長に聞かれたことがきっかけで、入国管理局に行って何とか更新してもらえたということがあった。自分のことを知るという点について、確かにいろいろ不足していると思う。また、頼れるところもなく、誰に相談したらいいのか、どうしたらいいのか全く分からなかった。
- ・社会的養護自立支援事業に関する調査報告で、「安定した生活・住居」「継続支援の提供」による本人の安心の確保が、「進路（就職、就学）の継続」に繋がっていることがわかった」とあるように、安定した生活により自分自身の視野が広がる。自分では知らなかった選択肢が、視野が広がることによって確保できるようになり、新しいことに挑戦する機会も増えていくことを自分自身でも実感している。今後も「安定した生活」をテーマに、自立支援をやっていくのがよいのではないかと感じた。
- ・高齢児で一時保護される子どもはかなり増えてきている一方で、行き先がなかなか見つからなかったり、自立援助ホーム等に繋がっても、その継続支援が難しいなどの課題がある。長くケアを受けてきた子たちの自立支援という観点だけでなく、18歳に間近いタイミングで保護された子たちが自立支援というよりも、そもそもケアが足りていないという課題がある。そうした視点も児童自立生活援助事業の活用の議論に含めないといけないが、ニーズが違うので、分けて考える必要がある。

#### **(児童福祉分野以外との連携)**

- ・要対協の会議等に参加すると、行政以外の人たちの、個人も含む民間がサードプレイス等の取組みを頑張っていて地域の子どもたちを救えているという実情があるので、そうした活動をもっとしやすくしたり、広げていったりすることを県として考える必要がある。
- ・児童福祉で18歳以降の支援が充実されてきているが、どこまで児童福祉でやるのか、児童福祉がやるから成人の福祉は及ばないのか、の住み分けを整理する必要がある。社会的養護自立支援事業と生活保護との併用は比較的緩やかで認められやすかったが、他の福祉の制度との併用がやりにくくなっていかないか、児童福祉で制度があるのだからと、これまでその年代の支援を担っていた機関が、手を引く口実にもなりかねないと懸念される。

- ・お金の話も、現場で大きな課題となっているが、インケアや自立支援などの児童福祉の枠の中でどうにかしようとするのが厳しい。生活困窮や障害者の自立支援の範疇の話にもなってくる。
- ・自立についての話は、児童福祉だけではなく、他の制度とか他の領域と切れ目なく重なり合っていく。地域から県がお預かりした子どもを、今度は地域に帰していくという側面があるので、他の領域との横断的なプロジェクトが必要と感じている。
- ・自立援助ホームの退所者からの相談が増えていると前回話したが、児童自立生活援助事業のII型にも同じようなことが起きていくのではないかと。そのためには、出た後も頼れる場所を、地域にもっと作っていく必要がある。
- ・各児童相談所の管轄エリアごとに、各施設から、生活困窮、住居、金銭、健康、障害、仕事、法律、教育、子育て等に関して地域資源を取りまとめて、職員さんに情報提供して、子どもが困った時の相談先を案内できるようなものを来年度作りたいと考えている。地域の情報を横のつながりとするならば、施設の担当職員、自立支援担当職員や学校の先生等、縦の人間関係で頼れる先も、卒園前に一緒に作成して渡せると良いと考えている。

#### (キャリア支援)

- ・リクルート社で、自分らしい働き方、自分らしい仕事を見つけるというプログラムを、あすなろと協力しながら提供しているが、施設の自立支援担当職員が若年化していて、あまり社会経験がないのに、児童に指導しなければいけない難しさがあるので、職員向けにプログラムを作ってもらえないかというご意見をいただいている。ニーズがあれば職員に使っていただけるツールの提供についても検討していきたいが、人手不足ということで、そうしたプログラムを入れても、活用できないということも考えられる。例えば、当社のキャリアアドバイザーをボランティア的に派遣して、直接キャリアアドバイスをやる方が助かるということであれば、そういうことも社内で検討していけると良いと思う。

#### (医療関係)

- ・精神科でも、子どもの精神科医と大人の精神科医が分かれており、子どもから大人まで同じ医師が診るケースは非常に少ない。15歳や18歳の時点で、小児科や児童精神科から大人の精神科医に移る際、申し送りが十分にされないことがある。また、発達の特徴がある方は、医師が変わることで非常に不安定になってしまうこともある。
- ・大体養育経験者が大人になって初めて発達の特徴を認識して病院を受診したときに資料が不十分なことが多い。医療現場でもカルテは5年で廃棄して良いとなっている。本人に自分に関する情報を持たせて、必要があれば支援者に渡して、情報を共有するようなことも考えられる。

- ・精神科医療の敷居を低くしたいと考えていて、気軽に来ていただくのが理想だが、児童から大人まで見られる精神科は少なく、継続した医療的な支援にはならないという課題がある。そもそも医療現場では、福祉分野でこうした支援を頑張ってやっているということが、あまり知られていない。啓蒙していかないと、敷居が高いままになってしまい、お互いやっていることも分からないままなので、パイプとなるものが必要。
- ・高校生の保健体育で、精神保健についての授業を受けた生徒さんが、先生に自分も少し心配があるという相談をしたら、先生の方がどこにつないでいいのかが分からなくて困ってしまったという話を聞いた。そうしたところでも医療との連携ができるとよい。

#### (里親)

- ・里親認定を受けた時に、社会的養護についてのイメージが一致しておらず、社会的養護を担っていることをどうしても忘れがちになってしまい、小さい時はかわいいが、思春期に入り自立に近くなってきた時に、非常に困惑してくることが多いように思う。
- ・長く里親家庭にいた子は、困ったことがあると帰ってくるが、社会に出て生活がうまくいかず、借金などの金銭的な問題や、半年もしないうちに仕事を辞めてしまって、新しいアパートを見つけるための保証人になって欲しいとか、そういう課題を多く抱えていることが多い。
- ・里親自身の資質の向上ということで、社会的養護を里親が担っているという自覚を、最初の時点でしっかりと、児相の研修会とで複数回か教える必要があるのではないか。
- ・精神疾患を持っている子どもを里親が預かっている間は児相が通院等のケアをしており、里親はその子の持っている精神的な病気のことをあまりよく知らされていない。自立しても病気はなくなるので、里親が大人の精神科の先生に連れて行くが、里親も子ども自身も病気のことを分かっていない。自分の病気のことを把握させて、困ったときには、どういう病院を受診したらよいかという情報も提供した方がよい。
- ・自立させた里親たちが集まって、子どもたちが現在どのように生活しているのかというのを知ると、今後の参考になるのではないか。
- ・精神医療、住居、金銭の課題は里子も施設退所者も共通しており、施設と里親と一緒にやれるような雰囲気が出てくると良い。
- ・あすなろサポーターと里親センターひこばえが共同で里子の自立支援を、2年間やってきているが、フォスタリングの自立支援メニューが出てきたのでどう活用していくのか、あすなろサポートステーションは、里子は対象だが里親は対象外になっており、里親家庭を出た後の子どもの自立支援には、まだ体制が整っていない。

#### (社会的養護自立支援事業)

- ・社会的養護自立支援事業に係る他記式調査で、18歳から22歳まで支援を延長した子についてR4年度にアンケートをとったものについて、施設側へのアンケートで、事業導入

間もない頃で利用している施設は、約半数程度であったが、必要がないからやらないという施設は1つもなかった。社会的養護自立支援事業を使って最大22歳まで利用できるということを、対象者全員に伝えている施設は2か所のみであり、当時は、情報が等しく子ども全員に伝わっている状況ではなかった。

また、施設から、自立度の高い子どもがこの事業を使って伸ばしているのではないかと、本当に支援が必要なところに支援が届いているのではなくて、こういう事業を有効に活用できる方にこの事業が届いているのではないかという疑問が提起されていた。

支援者が感じたこととして、児童福祉を延長することで、「安定した生活・住居」「継続支援の提供」等、安心と安全の確保ができそれにより、様々なトライアンドエラーができ、数字として就職内定や進学、資格取得に繋がっているということが分かった。

この事業の特徴としては、一度、社会や地域に出てうまくいかなかったときに、出身施設や里親宅に戻ることができる点がある。安定した生活により心身が回復できたということも挙げられている。

あすなろサポートステーションが計画作成を担っているが、施設入所中や退所直後は、進学を頑張る、仕事を頑張る、生活を頑張るといった目標を立てることが多くなってしまうが、本人主体に計画を作成することを続けるにつれ、身の丈に合った本人らしい自立、例えば、仕事を頑張ると言っていた子が、息抜きを大事にしながら仕事を継続できるようにしてみるといった話をしてくれるようになるなど、自立の主人公が、支援ベースではなく本人ベースになっていくことが感じられる。

課題としては、職員不足や専門性が整理されていないこと、情報提供についてなどが挙げられている。

### (児童自立生活援助事業)

- ・従来の社会的養護自立支援事業であれば、必要なタイミングで利用していく形が取れたが、新しい児童自立生活援助事業のII型は、法人として定款等の準備しなければならないことがかなりあるなど、非常に使いにくい。II型は難しいから次年度は白紙でという施設も出てきている。個別のニーズに合わせてやってきた部分が、今度は箱ものになっていく。社会的養護自立支援事業の廃止により、施設の持ち出しで退所者の支援を行っていくということも出てくるのではないかと。
- ・社会的養護自立支援事業も最初は非常に使いにくかったものを、あすなろ連絡会等で意見を出し合いながらいろいろなケースで使えるように対応してきたので、官民で連携しながら現場に即した形で利用できる制度にしていく必要がある。実際にどういう形で行っていくかというモデルを提示すれば広がっていくと思うが、現時点ではそれがまだ見えず不安を強く感じる。

- ・現在の要綱だと II 型で他の施設の子を入居させることができてしまい、しかも措置費は従来型の自立援助ホームよりも高い。I 型と II 型の交通整理が必要。

#### (児童相談所)

- ・平成 29 年の児相職員の大幅増員から人数は増えたが、育成が追い付いていない。これは、児相だけでなく、県の福祉職全体の大きな課題。
- ・施設や里親は退所した後もまた戻って来られる場所があるが、児童相談所はやはり 18 歳になったところで一旦終わると、異動していくので、情報を組織としてきちんと引継ぐことが課題。
- ・児相から見ても、措置延長や自立支援事業を、子どもによって使う・使えないというのが感覚としてある。情報がきちんと全員に行っていないのではないかと感じるし、児相がきちんと伝えきれてないという現状もある。
- ・個人の情報をどこまで取っておくかの問題で、今は運営指針に従って、措置解除後おおむね 6 年ぐらいで廃棄なので、長くても 27 歳ぐらいまで。児相の持っている情報は、紙も廃棄しシステムデータもすべて削除する。残しておかないで欲しいと思う権利もある。卒園する子にはできるだけ、もし自分のことを知りたいと思ったら早めに来るように伝えているが、児相としては、できればその前にきちんと子どもの情報を子どもに教えておいてあげたいと思っています。子ども自身にきちんと自分の情報を伝えておくことが非常に大切であることは意識しておく必要がある。
- ・児童相談所が 18 歳以降どれぐらい関わっていく上で人材育成が課題。
- ・児童相談所の中で年長児支援や自立支援に関するプロジェクトも立ち上げている。いろいろな人たちがいろいろなところで、プロジェクトやワーキングをやっているのも、それらがきちんと一体化して動いていけるような形がとれると良い。

#### (人材確保・育成)

- ・対面での調査にせよ、病院に同行して情報提供するのにせよ、キャリア指導をする職員の若年化にせよ、施設の里親担当と里親の協力にせよ、全てにおいて人が足りないことが課題。新しい児童自立生活援助事業も、自立支援担当とは別の者を置かなければいけないとされているが、一体誰がやるのかということになる。

#### (実態把握のための調査)

- ・自記式調査というのは、回収率がかなり低いのが課題。電話やメールではなかなか回答が回収しづらいので、例えば対面をお願いするといったことは、県の方より施設職員がやった方が、強みがある。
- ・自記式の調査に関しては、あすなろ連絡会に任せるではなく、県として主体的に行っていきたいということだが、県だけではなくて、みんなで協力して行っていきたい。

- ・あすなろサポートステーションで今年度行っている利用者満足度調査は、アンケートをQRコードで送ったり、紙で送ったりいろいろやったが、回収率は2割ぐらい。回収率が高くなる方法はやはり面談で、対面でお願ひすると、書いてくれない方が少なかった。ただ、人手は必要になるのが課題。
- ・実際に会って、ご飯を食べたりしながらリラックスした中で聞いていくと、本当の意見が出て来るが、時間とお金が必要になってくる。
- ・先日、退所者の方との集まりで20人ぐらい集まり、また、OBのLINEでは46名繋がっている。QRとかでできるアンケートであれば、LINEで流したりして協力してくれる子は協力してくれるのではないかと思う。
- ・施設との関係が良い方だけでなく、施設を頼らずにあすなろを頼る方、あすなろからも漏れている方もいる。より当事者の意見を聞いていくということであれば、声を上げない方、支援をあまり望んでない方の意見も含めて広く聞くというのは理想でしかないが、できるだけ多くの方に届く形を作っていきたいと思う。
- ・これまでの退所者調査は、あすなろ連絡会の調査研究ワーキンググループで構成員が調査項目も考えながらやっているが、ワーキンググループ内で完結してしまっているのので、県の方からもご意見をいただきたい。
- ・アンケートの内容について、学識者や当事者のご意見をうかがいながらやっていくのかも検討が必要。
- ・調査対象人数について、見相で把握している、自立を目的に退所される方は年間30~40人で、何年分というのはあるが、数百人~千数百人と考えられる。
- ・あすなろ連絡会での施設職員がやっている退所者の他記式調査は、5年ごとにやっていく想定なので、その対照として合わせるのであれば5年ごとに聞いていくことが考えられる。
- ・退所後5年と10年の方では困り感やニードは違うので、自立支援担当職員、職業指導員配置後、拡充後、約10年経過しているということ、10年追跡すると18歳から28歳の広い層の方について、生活が安定するまでの困り感を調査できるのではないか。
- ・施設からの回収率は高くなると思うが、里子について、協力していただける里親にどうお願いしていくかといった具体的なことを考える必要がある。
- ・見相のケースワーカーは、在宅支援の子や一時保護所の子たちとの自立支援で苦しいものを抱えていて、あすなろの対象外と分かっているにもかかわらず連絡をいただくことが非常に多い。施設からは見えないところで、自宅や保護所にいる子の自立支援の課題は、見相の調査で分かってくる部分があるのではないか。
- ・千葉県でも、社会的養護経験者プラスそれに準ずる方々の追跡調査を実施している。社会的養護経験者以外をどこまで含めるのかはすごく難しいところで、一時保護止まり、

あるいは一時保護に準じた状況にという括りにして、一時保護所を利用していないが、民間シェルター等を活用して、青年期を乗り切った若者という括りにしている。

- 千葉でも、施設と繋がりのある若者には施設から連絡、それ以外には地域の断らない相談事業所である中核地域生活支援センターが若者の相談実績もあったので、そうした相談機関にもお願いをして、この条件に当たる若者で関係性が取れているものがあれば、アンケートを案内して欲しいという形をお願いをして集めた。集計してみると社会的養護経験者以外の方の回答はそれほど多く取れていないが、1割ぐらいは、そういった方々の声も集めることができた
- 千葉でアンケートを取るに当たっては、回答者への謝金ということで、自記式のWebフォーム記載型のアンケートに答えてもらえると登録したアドレスにオンラインで受け取れるQUOカードPayが送られ、さらにインタビューに応じてもらえたらプラス5000円分のQUOカードPayをお送りするという二段構えにしたところ、結構な数の回答が集まった。インタビューに回答してよいという方も100人以上いたが、実際インタビューを実施しようと思っても返信がないとか、日程が合わないとか、精神状態が非常に不安定な方でインタビューはお控えいただくという判断をしている方もおり、難航している。アンケートやインタビューの実施に当たっては、そういう配慮も必要になってくる。

## 施設里親ワーキンググループ（第2回）結果概要

開催日時 令和6年2月29日（木）13時00分～15時00分

開催方法 オンライン会議（Zoom）

### 構成員

No.	肩書	氏名	出欠
1	ゆりかご園里親支援専門相談員、家庭養育支援センター	安立 七恵	○
2	厚木児童相談所 子ども支援第一課長	門倉 一弥	○
3	藤沢市子ども家庭課 主査	神山 典子	○
4	中央児童相談所 主幹	佐久間 てる美	○
5	社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院副施設長	長田 淳子	○
6	社会的養護経験者	富田 さとし	欠
7	神奈川県里親会会長	西川 博之	○
8	ドルカスベビーホーム 施設長 里親センターひこばえ センター長	矢内 陽子	○
9	白十字会林間学校 施設長	山川 信人（座長）	○

### 構成員意見概要

#### （パーマネンシー保障）

- ・家庭養育優先原則とこのパーマネンシー保障というものを、どうとらえていくのか、神奈川としての考えを統一していく必要がある。パーマネンシー保障が、今回の児童福祉法改正、社会的養育推進計画の改定の本質である。
- ・施設の立場からは、家庭優先といっても、結局数字だけ求めているように見える。家庭で暮らしていくのが一番良いので、それが実現できるように、地域で支えていく。社会的養護が必要な子どもたちに対して、社会的養護を提供していくときに、里親が一番で里親が駄目だったら施設という考え方で順番をつけるのではなく、家庭を支えつつ、難しかったら、社会的養護の中で里親も施設も一緒になって協力してパーマネンシー保障ができる、家庭に近いものを目指していきましょうという感覚の方がよいのではないかと。
- ・以前研修で、社会的養護出身者の言葉で、里親や施設で幸せに暮らしていたとしても、本当はその前に、家にいる段階でお母さんを助けて欲しかったというお話があったと聞いた。
- ・里父母を実の両親のように感じてはいても、中学生くらいまでは心のどこかで不安があった。自分が里子という事実はかなり以前から教えてもらっていたので、里子だから本当に悪いことをしてしまったら、児相に送られてしまうのではないかと不安があっ

た。高校生ぐらいになって初めて、気づいたらそういう気持ちがなくなっていた。子どもの頃は一時的なものというのはすごく怖いものがあると思う。子どもの気持ちを考えると、養子縁組は進めて欲しいと思う。

#### (特別養子縁組)

- 子どものパーマネンシーを保障する支援体制の特別養子縁組のところで、あるべき姿に、特別養子縁組制度への理解を広め担い手を増やすことができているとしているが、特別養子縁組の担い手自体が少ないのが課題なのか。里親で特別養子縁組を望んでいる方は数としては十分いると思っていて、特別養子縁組の担い手が少ないのが問題なのか、子どもの方には特別養子縁組のニーズがあるケースだけけれど、例えば発達的な難しさといった子どもの課題等があって、特別養子縁組が難しい場合もある。実際、最初に特別養子縁組できる里親を検討するのが難しく、でも施設ではなくて家庭養育優先ということで養育里親に委託されている子もいる。特別養子縁組に関わる実態があまりにも見えていないのでまずは、現状の把握が必要ではないか。
- 県のこれまでの考え方だと、特別養子縁組できるという里親さんに、養育里親として委託して、うまくいかなければ養育里親でもいいという感覚だったと思っている。本来、特別養子縁組等で永続的な居場所が確保されるべき子どもが、障害等の有無を問わず、支援する側の都合で養子縁組ができなくなると、子どものための制度ではないので、養子縁組が必要な子どもの数は、児童相談所としてきちんと確認する必要がある。
- 里親になる時は特別養子縁組と思っていたけれど、養育里親でも解除後も付き合いが続くので変わらないと言っていた方もいらっしまった。子ども側から見るとどうなのかというのを知りたい。

#### (里親)

- 柱3のあるべき姿に「児童相談所の支援方針に沿って親子関係再構築支援に協力してくれる里親を育てられている」とあるが、この表現だと、里親にだけ児相の方針に沿って親子再構築することを理解するよう求めている印象を受ける。里親から家庭復帰するケースでは、児相も関係者も再構築の方に目が行き過ぎていて、日々の子どもの揺れの受け止めを里親任せにしまい、里親家庭の子どもと里親家庭に何をするかというところがすごく抜けていたなと実感している。親子関係再構築に向けて、児相と一緒にみんな考えていくというふうな表現の方がよい。一番の中心は子どもなので、何が子どもにとって大事なのかということのを第一に、そのために何をしていくかという書き方にしたい。
- 委託率を上げるために即効性がある方法としては、里親を増やすよりも、今委託している里親にもう1人子どもを入れることも一つの方法ではないか。自分も複数人のきょう

だいがいる家庭で育って、子どものころは一人っ子がうらやましかったが、大人になるときょうだいがいることの強みを感じる。

- 厚木児相管内では複数委託も多いが、中央児相では、里親さんにその子1人を見て欲しいという思いもあって、基本的にあまり複数委託は進めていない。その子どもにとって複数委託がいいということであれば検討するが、今あえて複数委託を進めるのは子どもにとって負担がかからないかを感じる。
- 複数委託を行う場合には、当然里親の負担は増えるので、その分十分な支援を行うことを考える必要がある。
- 自分の体験としては、自分以外にと他の子が委託されていたときは、お母さんが眠れない時間が増えたりして、見ているだけでも負担が大きすぎると感じた。まだ誰もお子さんがいない里親の所に預けるとするのは賛成だが、複数人の委託となると、個性的な子ではなくてもかなり辛いと思う。
- 里親になりたいという方には、子育てを終えて余裕ができてきて里親になろうとする場合と、子どもができないために里親になろうという場合と、いろいろな形の里親がいる。子どもができなくて里親になった方は、すぐにでも赤ちゃんは来て欲しいと、常に思っていて、どうすれば、マッチングの声がかかるのかという部分にすごく不安を感じている。この児相の場合に、里親委託の対象となる子どもがどれくらいいて、それを待っている里親がどれくらいいるのかが明確になっていて、いつうちに来るかわくわくするような状態があれば、里親はどんどん増えていくと思うし、いくら待ってもダメとなると児相をあきらめて民間に行った方がいいと思う。
- 里親委託されている子ども数は、R2が130、R3が137、R4が138で、委託している子どもの実績はあまり増えていない。それに対して里親登録数はR2から253、269、304と50名ぐらい増えている。なぜ委託が増えていないのかということの検証がされていないのではないか。それは子どもの状況が大変だから委託がなかなか難しいのか、ワーカーの里親への委託の推進の仕方に問題があるのか、里親側で受けるのがどうしても難しいのか、家庭に帰るケースであればなかなか受けられないのか、年齢が高いからなのか、検証することで、必要な支援が見えてくるのではないかと。その辺りが見えてくると、里親支援センターや、フォスタリング機関、神奈川の特徴である家庭養育支援センターのあり方を考えられるのではないかと。
- 里親の委託児童も本当に多様化しているので、いろいろな方に里親として迎え入れる準備をしていただいて、子どもに合わせたよりよい委託先を考えられるという点では、里親登録数を増やすということも1つの方法と考える。一方、登録数が増えれば、支援機関も児童相談所も里親に関わる人手を増やしていく必要があるし、委託が増えれば、里親養育支援も増やしていかなければいけない。そうした全体的な数や体制をきちんと見

込んでおかないと、包括的な里親養育支援である里親支援センターの設置も含めて、数的な部分を考えていくのは難しい。

- ・継続的に里親家庭を見ていく体制の構築に当たっては、何を継続する必要があるのかと関係者が共通意識を持っていることが必要。里親支援センターができたとして、児相より異動は少ないかもしれないが、職員が永久に働くわけではなく、長期間の支援の中で里親家庭に携わる人が変わってしまうというのは絶対にある。特に里親家庭で問題が起きた時にはみんながそこにばかり注目してしまうが、その家庭を前から知っている人がいると、今は大変だけどこういう変化があったとか、乳児院にいたときにこういうところがちょっと引っかかっていたといったことが分かったりする。乳児院から里親委託するに際して児童相談所に伝えたことが引き継がれていないということもある。何か問題が起きた時に、その家庭を知っている皆で集まって、その家庭像を、子ども像を、今何が起きているのかを知ることが必要。そこに継続的に家庭を見られる人が1人いるのなら、みんなで集まって、すり合わせていくということが必要。施設の専門性はアセスメントをもとに考えられるところにあるが、1人のアセスメント力が強いのではなく、いろいろな職種の職員がみんなで話してその子のことを考えられるのが施設の専門性、強みだと思っている。里親家庭ではそれが難しいので、みんなで集まって話すという場があれば、施設の専門性を里親養育に繋げることにもなる。ただみんな連携しましょうと言うだけではなく、形にしていけると里親支援に活かせるのではないか。
- ・相模原のふうせんかずらの取組みを聞いて思ったが、24時間里親さんをサポートする体制が取れるとすごく良い。やはり里親さんは夜はすごく不安が大きくて、24時間体制ができることで心配が軽減されるのであれば、大きな支えになる。

#### (乳児院)

- ・全国の乳児院では、新しい社会的養育ビジョンが出た頃から、乳児院の機能転換について話があり、乳児院を乳幼児総合支援センターという機能に変えていくという大きな流れがあって、全国的には、具体的な取組で一番多いのがショートステイと産前産後支援事業かと思う。大阪で産前産後のことを積極的にやっているダイヤモンドルームという施設を昨年9月に見学した。

正直、神奈川県乳児院でそこまでできるとは言えないが、1部屋に産前の親子に泊まってもらっていて、夜間は何かあったら乳児院の職員が対応するという流れで、自治体によって助産師の24時間常駐を求めていると聞くが、産前に関わっていて健診も一緒に行ったりして、緊急のことがないような支援をしており、何かあった時に対応できるような状況にはしているとのことで、必要な支援を日中においた上で、乳児院の保育士で経験があるので夜間に対応しているということだった。産前産後を受け入れている

施設の役割は、何かあった時に病院につながりまでだから、適切にきちんと病院につなげるスキルがあれば大丈夫ではないかと言っていた。

- ・乳児院は、現状では親子分離した後に繋がる場所なので、そこからお母さんたちと信頼関係を作っていくのは結構大変だが、産前のお母さんが一番不安定な時期から繋がるので、その後の関係構築がすごくスムーズにできると言っていた。
- ・乳児院は地域に出ることも少なく、入所している子どもたちが市町村のサービスを使うということをあまり考えてこなかったが、障害を持っている子どもを地域に帰していくという時に、市町村との連携はすごく大事で、資源の状況により帰せるかの判断をしたり、資源の状況に合わせて、乳児院の間に伝えられることは何かと思ったりすることもある。措置中に市町村からの支援を受けさせてもらえかという点は難しさもある。予防接種を受けたり、発達センターも相談に行けるけれども、通所は難しいと言われるところも多かったりするので、地域に帰っていくことを念頭に、職員も施設も含めて横の繋がりは非常に重要。

#### (児童養護施設)

- ・看護師がいる児童養護施設では妊産婦支援が何かできないかという話は上がっている。神奈川県では乳児院はまだ地域支援をやっていないし、児童養護も、ショートステイを何施設かで少し行っているぐらいで、地域との繋がりがなかなかなく、何をやらせたいのか全然分からない、どう繋がっていけばいいのか、市全域となると何をどこまで見ればいいのか、手探りすぎて手がつけられないという状況。市町村と繋がるシステムとして、もしかしたら児童家庭支援センターが良いきっかけになるのではないかという話も出ている。連携の仕組みをテコ入れしないと進んでいかないので、施設や市町村だけに任せるのではなく、神奈川県が音頭をとって進める仕組みがあると良い。
- ・ゆりかご園では、小田原市の放課後児童クラブを受託しており、施設の方から地域に出るといことも、大事だと思っている。行政とか関係機関の中で何とかしようとしているところがあるが、民間でもすごく力がある方が実はいて、行政よりも民間の方のほうが地域と繋がっているということを感じている。地域と繋がっていく、地域で生活している里親を地域で支えるというのは、そういう人も巻き込んでやっていくことではないか。
- ・施設はどうしても閉鎖的なところがあるが、ゆりかご園では地域の子育て支援として、未就園児の親子を対象にしたサロンを細々とやっており、参加した親子で、ちょっと発達に課題がありそうだという方もいらっしゃるから、そういうところから支援もできるとし、施設の方から出て行くことはすごく大事だと思っている。
- ・施設を小規模化していくのは児童養護施設としても実はありがたい。しかし、実際に入所している子どもの数や、一時保護所に滞留している子どもの数がある中で施設だけ減

らしていいのかという疑問があるし、高齢児が増えてきており、小規模になってくると、高齢児をたくさん受けられないという話があり、大舎だと少し受けやすいので、大舎の施設は自分たちの役割だということで、高齢児を受け付けると言っている施設もあつたりする。里親委託数という数値だけをもって、数を減らしていったら本当に大丈夫なのか。

- ・政令市、中核市から子どもを受けている施設の定員の問題をどのように取り扱うのか。市の定員をなくせば、県の定員は余裕ができるが、どの市も一時保護が大変になって悲鳴を上げている状態で、簡単に手を切っていいのかということもすごく不安になっている。

#### (市町村との連携)

- ・市町村の立場としては、柱2のウ「市町村の子ども家庭相談体制の強化に向けた支援」のところを読むと、何でもかんでも市町村に来ると感じる。児相と一緒に仕事をしていても、虐待の状況が一旦改善したあとは、市でお願いしますと言われることがある。でも、根本的なことは変わっていないので、絶対再発すると思いつながら、分かりましたということがあって、今後こども家庭センターでそういうものを拾っていくのだと思いますが、もう少し何かして欲しいなどは思う。
- ・妊産婦支援での母子分離せずにショートステイの実施というのは、市でやっている産後ケア事業の違いが不明確。また、ショートステイも小さい赤ちゃんを抱えていると、保育士や看護師の資格者でないと難しいので、委託先も限られてしまう。母子生活支援施設は横浜にはあるが、値段が高かったりDV以外受けられないという制限があつたりしてなかなか使えない。個人的には県に母子生活支援施設を作ってもらいたい。

#### (児童相談所)

- ・里親の支援は、児童相談所の児童福祉司の中でも、虐待対応とはまた別に、特別なノウハウが必要だし、里親さんとの関係構築の面でも、一定程度長い期間で顔が見える関係づくりが必要になってくる。児相の体制強化は難しいことではあるが、計画にぜひ盛り込んでもらいたい。
- ・児童相談所に第三者評価を入れて欲しい。第三者評価の中で、子どもへのヒアリングも項目の中に入れる評価機関もあるので、児童相談所の体制の見直しにも繋がってくる。
- ・県の6児相で情報の出し方ひとつとっても違いがある。所管ごとに支援に差があるのはおかしいので、そういうところの統一も必要ではないか。

#### (実態把握のための調査)

- ・潜在的に分離が必要なケースも含めた社会的養護が必要な子どもたちの数、里親委託できる子の数、施設養護が必要な子どもの数といった数字についてきちんと分析した上で、里親数や施設はこれぐらいを目指していこう、でもなかなか里親さんが増えないか

ら、こういうところが課題だから、こういう問題に対して支援をしていこう、こういうところにお金をつけていこうという道筋になっていけば、みんなが納得しながら進めていけるのではないのかと思う。

- 児童福祉施設は、毎年、行政とヒアリングをしているが、他の施設とのやりとりを全然知らなかったということに最近気づいた。先日、県所管の児童養護施設と乳児院を集めて座談会をしたところ、他の施設の考えを聞いて有意義であった。当事者の方に聞くのも、当事者の方が何人もいる中で意見交換会をするとか、里親さんが何人もいる中で意見交換会をするみたいな手法もあった方がいいのではないか。
- 里子も施設の子も、家庭に帰れる子は地域に帰るので、市町村へのヒアリングもすごく大事だと思う。

## 権利擁護ワーキンググループ（第2回）結果概要

開催日時 令和6年2月29日（木）18時00分～20時00分

開催方法 オンライン会議（Zoom）

### 構成員

No.	肩書	氏名	出欠
1	神奈川県弁護士会 弁護士	安部 朋子	○
2	立正大学 准教授	鈴木 浩之	○
3	大和綾瀬地域児童相談所 所長	妹尾 洋之	○
4	神奈川県立保健福祉大学 講師	種田 綾乃	○
5	神奈川県弁護士会 弁護士	三宅 未来	○
6	常葉大学 准教授	山屋 春恵（座長）	○

### 構成員意見概要

#### （全般）

- ・当事者の子どもや支援者の施策の受けとめを把握する以前に、施策を理解してもらうことが必要。子どもの視点で見ってもらったり、どんな子どもでも分かりやすいようなものとして伝えていけると良い。
- ・神奈川県には子どもの権利条例のようなものがないが、そうした条例を制定することとして、子ども自身も条例制定に参画していく中で、子どもの権利についても学んでいって、子どもたちを守っていくための取組みを自分たちでも考えていく、そして条例で子どもの権利を擁護していく仕組みをきちんと規定して、条例に則って事業や取組みを進めていくことにより、制度・仕組みの普及啓発や定着、周知、理解に繋がっていくのではないかと。

#### （アドボカシー）

- ・昔行われていた高校生集会は、ピア・アドボカシーとして、子ども同士が他の施設の現状を知って、そして刺激をし合って意見を形成していくという意味合いがあった。また、鳥取県などでは、施設で生活している子どもたちが、自分たちの支援やサービスについて意見を出し合って、県の課長や児相長等に訴えていくという発表の機会を作っており、子ども自身が発信・発表していく場も必要。
- ・子どもの声を聴き、意見を尊重するだけでなくアセスメントの視点を持って行うアドボカシーは、児童相談所の役割なのでフォーマルアドボカシーに当たる。独立アドボカ

シーでは、子どもの意見を尊重することに尽き、その場でアセスメントはしないことが重要なので、アドボカシーの種類は区別できるように記載する必要がある。

#### (親への働きかけ・支援)

- ・先週児相で、親子支援チームが関わって、親主体でケースワークを進めていったという事例報告の研修を受け、今後はこれを見相の職員が学んでいって、こういうやり方に関わっていくようになるのかなと感じた。計画の中で子どもの権利擁護について、県の職員がやることだという認識があったが、親もそこに参加してもらって、親への働きかけをしていき、親への理解を促すというケースワークを行っていくことも記載するとよいのではないか。
- ・援助方針会議への参画について、子どもだけではなくて保護者をどう巻き込むかというのが本当に悩ましい。児相で関わっている保護者の方を支える人がいないばかりに、子どもの権利擁護とバランスがなかなか取りにくいところもある。いろんな形で保護者の意見を拾い、サポートしていくことも併せて整えていかないと、子どもの権利擁護も順調に進まないのではないかと思う。
- ・子どもの権利擁護ということで子どもの声を聴こうということが、大きな流れとしてあるが、保護者がどれだけ子どもの声を聴けるかということが問われてくる。インフォーマルアドボカイトを親が実現するためには、児相はすごく重要な役割を担っていると思う。まず、親が子どもの権利を守る取組みに当事者として主体的に参画するということが大前提としてあって、虐待する家族に対して、児童相談所が指導するというあり方から、協働してくというあり方に大きく変えていく時期だと思っている。ひいては子どもの権利擁護に必ず繋がっていくので、それが目指す方向性だと考える。

#### (一時保護)

- ・虐待に伴う一時保護がほとんどになっていて、その他の理由で保護ができなくなっている。そうした子どもたちも受け入れられるような一時保護所の定数を確保する必要がある。現行の社会的養育推進計画の中では一時保護所の定数の適正数の把握がされていないが、本当にニーズに応えられるような保護所の定数を算出して、拡大をしていかなければならない。全国的にはかなりの枠を取っている自治体もある。
- ・大和綾瀬地域児相の定員がかなり超過していてベッドも足りていないなど、人権侵害と呼べる状態が現に生じている中で、新しくできる大和綾瀬地域児相の建物の中には一時保護所は作られない。人権侵害が起こっている状態なので、もっと逼迫しているという認識をすべきだ。
- ・一時保護所からの出口となる施設、里親、自立援助ホーム施設も順番待ちになっている。出口を早く整えないと一時保護は当然長くなり、一時保護も満床になる。施設数が

足りていないのに加えて、人員不足で定数まで子どもを預かれないという負のサイクルに入ってしまったと感じる。

- 年長児を精神障害者グループホームに行かせたくても自治体との連携がうまくいかなくて入所できない状況になっているようなケースもある。職員も大変だと思うが、どういう施設やサービスを利用できて、子どもにどこが合っているのか、いろいろな社会資源に関する情報や知識が県全体で共有されて、もっと早く措置に繋がると良いと感じる。県外の施設入所なども含めて、どういうルートでどこに行けるかという状況、情報がもう少しスムーズに共有できると良いと日々感じています。
- どうしても出口が見つからない子もいて、長期化の理由と背景を把握することは重要。そうした例外的な子については、保護所が施設代わりの生活の場になってしまうので、保護所の一般的な保護児に対するルールを強制するべきではないと考えている。高年齢児だとかなり長期にわたり貴重な青年期を過ごすことになる。例外的に対応する体制も人材も整えるのは難しいことは十分に承知しているがやっつけていかなければならない。
- 保護所の定数を増やすと同時に、出口を確保すること、それを可能とする体制や人員も併せて揃わないと、定数だけ増やしても、また同じだけ滞留するということになってしまう、この3点が揃うことが重要。
- 3月中に国から、一時保護施設の設備運営に関する基準が示され、それに基づき R6 年度中に、各自治体で条例を策定することになっている。新しい基準は、今後の新設の場合はその基準に則ることとされており、既存のものは必ずしも従う必要はないが、新しい基準に即した一時保護所の設備と運営を考えていかななくてはならない。
- 通学を保障していくためには、児相の保護所から県内のどの地域にも通うということは難しい。地域の児童養護施設で一時保護機能を持つことも検討が必要。
- 埼玉県では一時保護所定員を設けている施設がある。空いていれば一時保護を受けるのではなく、一時保護専用にしており、神奈川でもそうしたことを考えていく必要がある。
- 中野区では、5km 四方の区なので、頑張ればどこでも通える距離ということもあり、通学支援員を何人か雇っている。安全が担保できない子どもや、学校に行くことをあまり望んでない子もいるので、通学している子は3割に届かない。一時保護所から措置になる子どもが、学校に行って転校の挨拶をしてから施設に行くということもできる。学校から離れることはすごい喪失体験になるが、きちんと友達に別れが言えたということはすごく意味がある。
- 通学が可能になると、保護所の中での生活の実態も変わってきて、ケアの内容も変わってくるので、非常に重要であると考えている。

- ・児童心理治療施設、自立支援施設、知的障害児の施設等で不適応になったという理由で一時的保護されてくる子どもも多いが、とにかく一時的保護所に連れてくるという発想では限界がある。そうした施設で不適応になった時にどうやって支え合うかという仕組みも必要ではないか。
- ・全国的に通信面会の制限が、任意の形ですごく制限されてしまっている。神奈川県は親との交流を積極的にやっている県だと認識しているが、それでもやはり通信面会を制限していて、中には交流したい子どももいるので、権利面で取り組まなければならない課題になっている。
- ・普通の生活を送るということで、子どもにお小遣いが出るということを始めている自治体がある。お小遣いで、職員と一緒に買い物に行ったりしている。江戸川区の一時保護所の見学の際に伺ったところでは、措置費から出しているとのことであった。
- ・子どもが保護所に入ってきた時に、あなたのこれからの生活を決めていくために行う援助方針会議にあなたは参加できますというリーフレットを作り、援助方針会議に子どもたちが参画できるという取組みを始めようとしている。自分のこれからの重要なことが決まっていく時に、自分の意見を言える場がないというのは、やはりおかしいと思っている。子どもがそうした意思決定の場面に参画することがきちんとできる仕組みを作っていくことが、絶対に必要だと思う。
- ・援助方針会議に参画して自分の措置に関して意見を表明できる、そのプロセスで意見を聞いてもらう経験をして、意見をまとめるという経験も踏まえていくことで、子どもがエンパワーされていくということもすごく重要。
- ・R6年度からの権利擁護の環境整備に関して、子どもと児童相談所の意見が合わなかったときに児童福祉審議会に上げるルートを作るとともに、その過程で援助方針会議に参加するといったことについて、2月の児童福祉審議会権利擁護部会で委員のご意見を伺ったところ、ご賛同いただいた。また、児童福祉審議会に出たときに保護者の方から開示請求等が出た場合にどのように対応するのかも決めておいた方が良いというアドバイスもいただいた。

#### (人材確保・育成)

- ・子どもの権利を確保するために職員を増やすということでいうと、福祉職の最終合格者より採用者が少ない理由が雇用条件の悪さであるならば、改善が必要なのではないか。
- ・専門職養成に関わっている立場から、現場の様子や卒業生のその後を見ていて、人材の定着も課題になっていると感じる。人材を増やすだけでなく、働き続けられるという部分のサポートも併せて必要になっている。施設等での課題は多々あるとは思いますが、閉鎖的になりやすい点もあるので、施設同士が交流できるような機会を設けたり、抱えすぎないようにするにはどうしたらよいか具体的に考えていく必要がある。

### (記録の保存)

- ・性犯罪等の公訴時効が延びたこともあり、児相に記録の開示を求める成人の方が結構いるが、記録が残っていなかったりする。そういう観点からも記録の保存は必要。共同面接等を行った記録もDVDで残る。現在、司法面接を行った場合は児童記録票を廃棄しないというルールにはなっていないと思うが、すでに変更している自治体もあり、ルールを早急に変える必要がある。廃棄されてしまうと、児相が重大な権利侵害をしてしまう可能性があり、差し迫った問題だと考える。

### (実態把握のための調査)

- ・子どもの権利を守る人の一番は親。子どもは本当はやっぱり親に守ってもらいたいし、子どもの気持ちを一番に代弁してもらいたいのは親なので、親の意見をもらえる術があるのであれば、その視点は重要。アンケートやインタビューをやっている自治体があるので方法が全くないわけではないが、困難を伴うとは思う。当事者といって親のことが含まれないと違和感がある。
- ・一時保護中の子どもの親はまだホットな状況なので難しいけれども、施設措置中や解除後の子どもの親は、ケースを選ぶかもしれないが、聞く算段はできるのではないかと思う。
- ・社会的養護とか行政が関わった家庭の親が最も望ましいが、難しいということであるならば、もう少し広めに、親の立場からでもよいと思う。
- ・一時保護を必要とする子どもが地域に滞留しているのではないかという話もあり、全く児相に関わっていない子についても、聞かなければいけないということであれば、広く聞いても構わないのではないかと思う。
- ・教育機関を巻き込んで、親御や教育関係者にアンケート等を行うことも可能性としては考えられるのではないか。
- ・パブコメも行うのであれば、広く親の立場とかいうところは、そこでもいいのかなとも思う。かなり範囲が広くて質問事項も多岐にわたり、整理していかないとアンケート事項を作るのも大変ではないか。
- ・一時保護所の長期化の問題があるので、可能なら長期に保護所を利用していたお子さんに、どのような支援が良くて、逆にこうして欲しかったという生の声を聞く機会があると良い。